

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、会務のため出張旅行する一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）役員、社員、会員、その他当法人の会務に従事する者（以下「会務従事者」という）に支給する旅費に関し、基準を定め、会務の円滑な運営に資することを目的とする。

(出張依頼)

第2条 出張のための旅行は、会長又は業務執行理事による出張依頼によって行うものとする。

2 前項に規定する出張依頼は、事前に口頭で行う。

(旅費の支給)

第3条 会務従事者が出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行の日数)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

2 旅行中における年度の経過又は職務の変更等があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

(旅費の支給・精算)

第7条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。

2 前渡資金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は旅行命令の変更による旅費の追求若しくは返納を必要とする者は、用件終了後2週間以内又は用件の属する月末日までに旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、旅客運賃及び本条各号の料金等による。

- 2 急行料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。
- 3 普通急行列車又は特別急行列車（新幹線を含む）を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は、それぞれ急行料金、特急料金（新幹線特急料金）を支給することができる。

（船賃）

第9条 船賃は、現に利用に要する運賃による。

（航空賃）

第10条 航空賃は、緊急用務又は会務のため必要があると認められる場合にそれぞれ現に支払う旅客運賃による。

（車賃）

第11条 車賃は、実費を支給することができる。

- 2 自家用車等を利用する場合には、1キロメートルにつき25円を支払うこととし、目的地までの往復距離を申告する。

（日当）

第12条 日当は、別に定める「謝金支給規程」による。

（宿泊料）

第13条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じて別表第1の金額を上限とし、その実費を支払う。

- 2 宿泊料を要しない場合は、日当のみを支給する。
- 3 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、その宿泊料を支給する。

（旅費の支払）

第14条 前条までの規定による各種運賃等の支払において、その一部又は全部を出張者本人に支給することなく、本会において直接旅行代理店等に支払うことができる。

（旅費の調整）

第15条 会長は、旅行目的の性質上又は出張先の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

（その他）

第16条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年5月28日から施行する。

別表 1

区分	種別	宿泊費（1泊につき）
I	役員・名誉役員	15,000 円
II	従業員、会員その他当法人の会務 に従事する者	12,500 円